

31尾教第2217号

令和元年11月29日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

(公 印 省 略)

「会議、行事等を行わない期間」の設定について（依頼）

このことについて、令和元年11月28日付け31教職第711号で、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴管内小中学校に対し、周知をお願いいたします。

担 当 指 導 第 二 課 指 導 第 二 グ ル ー プ (愛 日 : 武 田)

指 導 第 一 課 指 導 第 一 グ ル ー プ (中 島 ・ 丹 葉 : 江 寄 ・ 櫻 井)

電 話 0 5 2 - 9 6 1 - 1 9 0 3 (愛 日)

0 5 2 - 9 6 1 - 1 9 1 8 (中 島 ・ 丹 葉)

フ ァ ッ ク ス 0 5 2 - 9 5 3 - 1 5 3 9

電 子 メ ー ル owari-kyoiku@pref.aichi.lg.jp

31 教 職 第 711 号

令和元年 11 月 28 日

本庁各課（室）長
各地方機関の長 殿
各教育機関の長

愛知県教育委員会教職員課長

「会議、行事等を行わない期間」の設定について（依頼）

このことについて、学校の長期休業期間中における教職員を対象とした会議、行事等の実施時期を調整するとともに、その精選を促すことにより、家族休暇（夏季）等の使用促進を図るため、「会議、行事等を行わない期間」を設けることにしましたので、ご協力をお願いします。

なお、各教育事務所にあつては、貴管内市町村教育委員会に対し、周知してください。

担 当 県立学校人事グループ
小中学校人事グループ
電 話 052-954-6769・6770
(ダイヤルイン)

「会議、行事等を行わない期間」の設定について

1 趣旨

学校の長期休業期間中における教職員を対象とした会議、行事等の実施時期を調整するとともに、その精選を促すことにより、家族休暇（夏季）等の使用促進を図るため、「会議、行事等を行わない期間」を設定するものとする。

2 設定期間

令和2年8月10日（月）から8月16日（日）までの7日間

3 実施方法

(1) 令和2年度事業計画等の調整

ア 本庁の課室、教育事務所、総合教育センター及びその他の教育機関は、令和2年度の事業計画等の立案に当たり、この期間中の教職員を対象とする諸会議及び研修、講習、各種大会等の行事（以下「会議、行事等」という。）を避けるものとする。

イ 市町村教育委員会に対しては、教育事務所を通じてこの趣旨を伝達し、協力を求める。

ウ 教育関係団体に対しては、本庁の課室、教育事務所を通じてこの趣旨を伝達し、協力を求める。

エ 教職員課は、会議、行事等の計画、立案について、本庁の課室、教育事務所、総合教育センター及びその他の教育機関との連絡調整を図るものとする。

(2) 令和2年度における会議、行事等の取扱い

令和2年度において新たに企画、立案する会議、行事等についても、(1)に準じて取り扱うものとする。

備考 対象となる会議、行事等は、当該会議、行事等へ出張命令をもって教職員を出席又は参加させるものとする（児童、生徒を引率指導して行う行事を含む。）。したがって、教職員の任意参加を前提とするものは、対象としない。